

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

午前九時開議

○江藤委員長

これより会議を開きます。

内閣提出、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案及び岸本周平君外三名提出、農業協同組合法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として農林水産省経営局長奥原正明君及び内閣府規制改革推進室長羽深成樹君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○江藤委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○江藤委員長 質疑の申し出がありますので、順

次これを許します。加藤寛治君。

○加藤（寛）委員 おはようございます。自民党の加藤寛治でございます。

質問通告に従いまして、順次質問をいたしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

農協は、一九四七年、昭和二十二年、戦後の食糧難時代に全国各地に設立をされて、農産物の増進、国民の食料安定供給を主目的に努力傾注をされてまいったものであります。ところが、その後全国各地で、経営難に陥り破綻する農協が多発をしたことから、救済策として、昭和二十九年に農協組織を再建するために導入されたのが中央会制度であると認識をいたしております。

以来、六十年が過ぎ去ってしまいました。いかにすばらしい制度であっても、改革、変化を遂げなければ実態に合わなくなり、有能な機能を果たさなくなると思います。まさに、農協も、今日まで六十年間手をつけなかったこと自体、げげんな思ひさえております。このことは、ある意味、国会の怠慢であるとさえ私は思います。適切な時期に、徐々に改革は進めていくべきだと考えております。急変には、国民はなかなかついていくことはできません。国民目線というのはそこにあるのだと思います。

しかし、改正、改革は、改悪であってはなりません。読んで字のごとく、正しく改めること、改善でなければならぬと思います。いかなる産業であっても、改革は未来永劫の課題である、このように考えております。

そこで、農協中央会制度は、これを廃止して、

自律的な制度に移行して、都道府県農協中央会は農業協同組合連合会に、全国農協中央会は一般社団法人にそれぞれ移行することとなっておりますが、要は、農協改革の眼目は、農業者所得の増大と食料自給率の向上にあると思っております。そのためには、単協がいかに適切に農業者と連携をとりながら取り組み、指導することだと考えております。

そこで、一県一JAは別として、一県に複数のJAが存在する県域においては、都道府県中央会による県内JAの調整、指導は、地域農業発展のために、従来同様に必要不可欠であると考えております。

また、全国農協中央会については、全国段階での大所高所から、県域中央会の調整機能並びに情報交換、提供等の観点から考えるときに、全中の今日までの貴重な経験の蓄積、ノウハウを生かして、要請、状況等に応じて総合的指導、対応を行うことが農業振興、発展、ひいては地方創生の実現のために必要だと考えております。

そこで、六月八日、山梨県の公聴会の中で、JA梨北の仲澤常務の意見として、JA改革として石が投げられたことは、結果を待たないと断言はできないけれども、投げられたこと自体は何かの契機になると思う、評価できるとの意見でありました。

また、もう一つには、農協組織は全中が頂点で、県中、単協という三角形、ピラミッド形だと考えておるように思えてならない、それは逆で、最上段には農家組合員、次に単協、県中、全中の逆三

角形が正しいのではないかという意見でありました。

全く私も同感で、私自身、平成七年から国会に参画するまでJAの代表を務めた間、ずっと腹立たしい思いでおりました。どうしてこの理屈がわからないのか。もとをただせば、同じ農家組合長出身であることから、じくじたる思いでありました。

御案内のように、農家から理事に推薦をされ、その中から組合長に選ばれ、県の中央会長、全中の会長ということであるわけでありますが、時が過ぎると初心を忘れるのか、それとも、監査権を持ったことが監視権と勘違いして、人間の大病の一つであるおごり病にかかって上目線になったのではないかという思いもいたしております。

そこで、農協組織の原点、原理原則に立ち返るために、また、農家所得の増大、農業振興、発展、食料自給率の向上に向けての農協改革だと私は理解をしておりますが、この点について御所見をお伺いしたいと思います。

○林国務大臣　まさに今委員から御指摘がありましたように、改正、改善というのは常にやっていたかなければならないということでありまして、今回の改革も、この大きな状況の変化というものを踏まえてやっています、こういうことになったわけでございます。

まさに、この法律ができた昭和二十二年と比べて食料が過剰基調になって、消費者、実需者のニーズに対応した販売努力、また、国内の食料マーケットが縮小に向かう中で、六次産業化によって

川下の付加価値を取り込む、海外へ輸出する、こういう時代になってきた。また、農業者も、昭和二十二年当時と比べまして、大きな担い手の皆さんや小規模な兼業農家といるいろいろな方がいらっしゃるようになって、組合員ニーズもそれに呼応して多様化してきている、こういう状況でございます。

こうした状況の中で、農協の農産物の販売、生産資材購入における取り扱いのシェアは低下傾向でございます。今お話のあったような農業者、なかなか担い手農業者のニーズに十分応え切れていると言いたい状況にあるわけでございます。また、中央会についても今御指摘がありましたけれども、この中央会制度が始まったときには単位農協が一万を超えていたわけですが、今七百になっっている。一県一JAというところも出てきております。また、信用事業については、農林中金に指導権限が与えられる、こういう状況に大きく変わってきている。

こういう状況の変化を受けて、今回の改革では、地方分権という発想に立って、まさに逆三角形という今お言葉がありましたけれども、地域農協がまさに頑張ってもらう、地域の特性を生かして自由に経済活動を行って、まさに今お話のあった、農業者の所得向上に全力投球してもらう、連合会や中央会はまさに、逆三角形ですから、その下でこれを支える、こういう基本的な考え方にしたわけでございます。まことにこもともな御指摘だ、こういうふうな思っておるところでございます。

○加藤（寛）委員　ありがとうございます。いろいろな産業につきましても、外部からの改革というのもちろん真摯に受けとめていかなければならないわけでありませうけれども、やはり自己改革の中で、それぞれの自分たちの組織というのは改革を図っていかなければならないという思いもいたしております。

私も、農協に関係をしておりました当時、自分なりに、職員の皆さん方といろいろな協議を重ねながら自己改革に努めてまいったところでありました。特に、やはり農協というのは、資源というのは人材以外にはないわけでありませうから、職員の資質向上、それとまた意識の向上、これが一番大事ではないかなということ、いろいろな面に取り組んでまいったところでありました。

その中でも、職員同士と話をしながら掲げてまいりましたことの一つに、一・一運動というのを私のJA島原雲仙の中では取り組んで、毎日朝礼のときに唱和をして、そして意識を新たにしていって、日々新たにという気持ちで取り組んでまいったところでございました。一・一運動というのを提唱しました。

と申しますのは、一日一善、組合員のために誠心誠意真心で応えよう、そしてまた、一日百円、常に前向きに収支改善を図ろうということ、私の関係をしていただきました農協というのが、当時、一千名職員がおりました。現在は、改革を重ねながら、七百人を切っておる状況でありますけれども。

当時、一千名おりました関係上、一日百円もし

それぞれが無駄を省くならば、二十五日働いたとして、一人二千五百円、一年間で三万円。一千名を足しますというと、三千万の収支改善ができるんですよというように思いの中で取り組んでまいりましたし、それとまた、一人の千歩よりも千人の一步。一人で幾ら頑張っていくよりも、お互いに連携をしながら取り組んでいくことが、それぞれお互いの資質の向上にもなるし、また、農協の収支改善にもなるし、それがひいては農家、組合員のために十分貢献できるんですよという思いでやったのであります。

そうしたことで、やはり農協自体というのも、それぞれの単協単協で違いますけれども、自己改革はやっております。

しかしながら、また、内部だけではなしに、第三者からの意見を踏まえながら、他からの御意見も慎重に受けとめながら改革を進めていくことがひいては農協の改善にもつながり、また、それが最終的には農家の方々、組合員の方々に大きく貢献できるものだという思いで取り組んでおった次第であります。

次にお尋ねしたいことは、この改革が決定しますというと、単協と県域の中央会の所管というのは農水省、全国中央会は総務省、監査法人は財務省というようなことになるのではないかなという思いがしております。これまでは、全て農水省の中で所管をされておりましたからうまく連携がとれたのではないかなという思いもしますけれども、こうして三省に所管がかわった場合にうまく連携がとれるのかなという思いもいたしております。

この件について御意見を承っておきたいと思えます。

○奥原政府参考人 組織の所管ということになります。単協農協、それから農協の連合会、これにつきましては農協法上の組織ということになりますので、これは農林水産省の所管ということになるかと思えます。

それから、全国農協中央会は、今回の改正法の中では一般社団法人に移行するということになっておりますので、具体的な監督としては、これは内閣府ということになるのではないかなというふうに思っております。

それから、監査法人につきましては、これは公認会計士法に基づいて監督を受けることになりまして、所管のところは金融庁。

こういう関係になります。それぞれのところがそれぞれの法律に基づいてきちんとやっていますので、その連携をきちんととって、農協組織全体についてきちんとした業務運営ができるようにしていきたいと考えております。

○加藤（寛）委員 次に、農業協同組合の事業分離論についてお伺いしておきたいと思えます。

単協は、総合事業として、営農指導、販売、購買、信用、共済、広報、この六つの事業を展開しながら、農業者、組合員だけでなく、地域住民の各界各層の皆さんと交流を深めながら、地域社会を形成いたしております。特に、金融機関もガソリンスタンドも小店もない農村部においては、農協が果たさなければならぬ使命というのは大変大きなものがあります。

農協事業の中で、営農指導、広報事業については、収入は全くゼロであります。また、販売事業についても、手数料は二・二％でありますから、これも大変大きな赤字が出るわけでありまして、こうしたことを補填するために、信用、共済事業の収益により補填をして、経営の収支を図っておられるというのが現状でありますから、万が一にも信用共済事業を分離した場合に、赤字、マイナスの部分、組合員、農業者に負担を強いることになるわけでありまして。

ということは、農家所得の増大を目指しておる、このことに逆行することになるわけでありまして。結果、農家も農協も成り立たなくなつて、ひいては地方が崩壊をして、国策である地方創生にも逆行をすることを思います。

以上の観点から、私は、農協事業から信用、共済事業の分離、また准組合員の利用制限は絶対にあつてはならないという強い思いをいたしております。

そこで、御見解をお伺いしておきたいと思えます。

○奥原政府参考人 金融事業と、それから准組合員の関係でございます。

まず、農協の金融事業、信用、共済事業でございますけれども、農村部においては、農協以外に民間の金融機関が存在しないところも非常に多いわけございまして、農業者への総合的なサービス提供を維持するために、地域農協の組合員等に対する農協の金融サービスを提供できるようにすることも非常に重要であるというふうに考えてお

ります。

また、平均的な農協が、経済事業の赤字を金融事業の黒字で埋めているということも事実でございますので、農協の経営が成り立つように十分配慮する必要もあるというふうに考えております。したがって、金融事業を強制的に分離するような話は適当ではないというふうに考えております。

一方で、地域農協が農産物の有利販売ですとか生産資材の有利調達、こういった経済事業に重点を置いて事業を行えるようにするためには、地域農協の経営におきます金融事業の負担ですとかリスク、これを極力軽くすることが必要な場合もあるというふうに思っております。

このため、今回の改革におきましては、既にこれはJAバンク法の中で規定されている方式でございますが、いわゆる代理店方式でございます。すなわち、地域農協から農林中金ないし信連に信用事業を譲渡して、地域農協はその代理店となつて農林中金あるいは信連から相応の手数料等を受け取る、こういう方式を積極的に進めるということにしておりますが、これはあくまでも農協の選択ということでございます。

それから、准組合員の方でございますけれども、農協はあくまでも農業者の協同組織でございます。正組合員である農業者のメリットを拡大する、これが最優先でございます。したがって、准組合員へのサービスに主眼を置いて、正組合員でありませぬ農業者へのサービスがおろそかになるようなことはあつてはいけないというふうに思っております。

ただ一方で、今御指摘がございましたように、過疎化、高齢化等が進行する農村社会の中で、農協が實際上、地域のインフラとしての側面を持っている、これも事実でございます。

こういったことを背景といたしまして、政府・与党の中でも、准組合員の利用規制のあり方についていろいろ議論がされてきたわけでございますけれども、これまで規制がなかったこともございまして、正組合員と准組合員の利用実態が把握できておりません。それから、今回の農協改革によりまして、農業者の所得向上に向けた成果がどの程度出るか、これをきちんと見きわめるという必要もございます。

こういったことで、今回の法律の中では、五年間、これにつきましての調査をきちんと行つて、その上で検討して結論を得るといふ形で規定されているところでございます。

○加藤（寛）委員 事業の分離等々については御理解をいただいたようでございます。

これはぜひとも、こういう総合的な事業の中で農業協同組合、単協の事業を進めていくことが、地域社会にとつても、また特に過疎地である田舎にとつてはぜひとも必要なことでありますから、今後ともに、この点については慎重に見守っていただきなから、御協力をお願い申し上げておきたいと思ひます。

次に、農業委員会の改革についてであります。農業委員会の選出の方法において、公選を廃止して、市区町村議会の承認を得て市区町村長が任命をするということになるわけでありませぬ。

また、農地の適正利用のために、農業委員会は農地利用最適化推進委員の委嘱を行つて、農地管理機構と連携をしながら農地の有効利用を図るということでありませぬ。

そこで、報告によりませぬと、一四年度の農地管理機構による集積、集約は目標の十四万ヘクタール余の二〇%程度の達成率と報告を受けたわけでありませぬが、以前、農地集積、集約の進まないのは農業委員会の怠慢、責任であるかのような意見を耳にしたことがありませぬが、私は、それはとんでもない責任の転嫁であらう、このように考えております。

私見ではありますが、この原因は、私は国の農政にあるという思ひであります。

例えば、前政権のときに農地基盤整備事業等の予算を六十数%削減して戸別所得補償に回しましたが、私は、このことは農政の国策の中で大変大きな失策であり汚点である、このように考えております。

すなわち、農地の集積、集約を図つて、日本の将来の農業の振興、発展、農業者の所得増大に資するためには、まず、農業の基本である農地基盤整備、圃場整備を一日も早く完成、実現することが何よりも増して私は必要不可欠であると信じております。

この件について御所見をお伺ひしておきたいと思ひます。

○小泉副大臣 御指摘の部分でございますが、委員御指摘のとおりでございます。担い手への農地の集積、集約を進めるため、農業の振興、発

展を図り農業者の所得向上に資するため、その基盤となる農地につきまして、農地の大区画化や汎用化等の圃場整備を推進すること、御指摘のとおりでございます。極めて重要でございます。

農地集積と農地整備との関係につきましては、一つには、農地整備事業の実施後に担い手の経営規模が拡大すること、そして二つ目には、担い手農家への聞き取り調査によりますと、耕作の依頼を断つた理由で最も多いもの、これは区画が狭小または未整備、こういう調査結果が出ております。このような観点に立ちますと、圃場整備を初めとする農業農村整備を計画的に推進するため、必要な予算の確保、これは極めて大事でございますので、しっかりとこの方向に努めてまいりたい、このように考えております。

ちなみに、平成二十七年度予算につきまして、農業農村整備事業につきましては前年比一〇・二・四％の二千七百五十三億円を計上しているところでございますが、このほかに、農山漁村地域整備交付金、これは中身は農業農村整備分七百三十五億円、それと、簡易な基盤整備を行うための新規の非公共事業でございますが、これは農地耕作条件改善事業百億円、これらを合わせまして、前年比一〇・四・八％、三千五百八十八億円を計上しているところでございまして、鋭意努力を続けてまいりたい、このように考えております。

○加藤（寛）委員 ありがとうございます。

そこで、今この農協改革の中で一番の眼目に挙げられるのが、農家所得の増大、できれば倍増というような思いでいろいろな手が打たれてお

るわけでございますけれども、私は、考えますときに、農家所得の倍増を図る方法の一つとして、簡単な方法の一つあるような気がするわけです。

と申しますのは、御案内のように、今、日本の農業の一戸当たりの耕作面積は二町歩足らずであります。これまでの農業の状況を考えてみますと、これは半減をしております。ところが、これから十年のうちにまた半減をするであろうという推測が立っております。ということは、残った農家の人たちがその倍の農地を耕作して初めて、現在の農業生産額を維持できるわけでありませぬ。

しかしながら、三反歩を六反歩耕作するのは簡単ではありませんけれども、二町歩近くのを四町歩に規模拡大するためにはやはり、農地の基盤整備、圃場整備がなされない限り機械化ができません。規模拡大は不可能になるわけです。

しかしながら、圃場整備をしっかりとやれば、機械化が十分にできて、二町歩のものは四町歩耕作することは簡単であります。だから、二町歩耕作をしておった人が四町歩耕作をすれば、必然的に農家所得は倍増をするわけでありませぬから、何はともあれ、圃場整備の一日も早い完成、実現というのが何にも増して、私は、農業の政策の中では優先をするのではなからうかという思いがいたしておりますので、どうぞ、農地基盤整備、農地の圃場整備を一日も早く目標の実現に資することができまうように特段の御配慮をお願い申し上げます。質問を終わりたいと思います。

以上です。